

# 山陽小野田市農業委員会

## 第21回

### 総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月14日午後1時30分から午後2時35分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会	長	1	田尾	光一
会長職務代理者		9	山本	シゲ子
委	員	2	相本	まゆみ
		3	中原	義治
		4	藤井	豊
		5	森田	祐三
		6	田中	覺
		7	緒方	始
		8	辻村	勝好
		10	佐々木	勇藏
		11	五十嵐	奨
		12	村上	雅彦
		13	二井	一夫
		14	國吉	彰

4. 欠席委員

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 90号 農地法第3条 権利の移動

議案第 91号 農地法第4条 転用

議案第 92号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 93号 現況証明願い

報告第 46号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 47号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 94号 農用地利用集積計画について

議案第 95号 農用地利用配分計画の案について

報告第 48号 非農地判定による通知について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局主査 吉 田 悦 弘

事務局職員 伊 藤 敦

## 7. 議会の概要

議長	<p>定刻になりましたので、只今より第 21 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(起立、礼、着席)</p> <p>本日の欠席委員はありません。</p> <p>それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。</p> <p>本日の議事録署名は 14 番國吉委員と 2 番相本委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議案第 90 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。</p>
主査	<p>事務局の説明を求めます。</p> <p>今月の農地法第 3 条の許可申請は 4 件です。</p> <p>議案第 90 号番号 63 について議案書をもとに説明いたします。</p> <p>2 ページをご覧ください。</p> <p>申請地は、総合事務所から南西へ約 5.6 k m に位置する第 2 種農地となります。</p> <p>申請内容は 1 ページの番号 63 のとおりです。</p> <p>公函は 3 ページをご覧ください。</p> <p>本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。</p>
議長 1 4 番	<p>次に現地調査報告をお願いします。</p> <p>現地の報告をさせていただきます。</p> <p>現地の位置につきましては、先程説明がありましたので省略します。</p> <p>3 月 7 日に事務局 2 名と村上委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。</p> <p>周辺の状況は、住宅及び住宅を壊した後の更地に囲まれて、東側に県道が走っていました。</p> <p>申請地の状況は、現在きれいに管理されており、果樹や野菜が栽培されていました。</p> <p>譲渡人の方は農業後継者がおらず近隣に居住しておらず、譲渡したいので、譲受人は隣の土地の所有者で水稻耕作も行っていることから、農業機械等も揃っており、耕作管理するにあたり特に問題ないと思います。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>

議長 何か質問はありませんか。  
無ければ私から質問させていただきます。  
贈与とのことですが、申請人の関係性はどうなっているのですか。  
近所という事だけですか。

主査 関係性については確認しておりません。  
議長 わかりました。  
他にありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 90 号番号 63 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 64 について事務局の説明を求めます。

主査 議案第 90 号番号 64 について議案書をもとに説明いたします。  
4 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南西へ約 4.2 k m に位置する農用地区域内農地です。  
申請内容は 1 ページの番号 64 のとおりです。  
公図は 5 ページをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地の位置に関しては、先程説明がありましたので省略します。  
周辺の状況は、北側に耕作中の田があり、西側及び南側は保全管理中の休耕田でした。  
申請地の状況は、荒れた状態となっていました。  
譲渡人の方は、後継者がおらず、譲渡したいとのことでした。  
譲受人の方は、当該地の北側を耕作しており、連担して耕作をしたいと  
のことで取得するようです。  
現在耕作をしていることから、農業機械も揃っており、耕作可能である  
と思います。以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 90 号番号 64 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 65 について事務局の説明を求めます。

主査 議案第 90 号番号 65 について議案書をもとに説明いたします。  
6 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南へ約 4.7 k m に位置する農用地区域内農地  
です。  
申請内容は 1 ページの番号 65 のとおりです。  
公図は 7 ページから 9 ページまでをご覧ください。  
本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たし  
ていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地は古開作地区になります。  
複数圃場があるのですが、ほとんど古開作の開作内ですので、周辺の状  
況は田または畑となっています。  
6 ページの南側の土地に関しては周辺に住宅があります。  
申請地の状況については、水田または管理されている畑、果樹耕作中の  
農地となります。  
譲渡人の方は農業後継者がいない為譲渡したいとのことでした。  
譲受人は既に 16ha 程耕作中で、経営規模を拡大したい意向があり譲り  
受けるそうです。

議長 以上で報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 90 号番号 65 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 66 について事務局の説明を求めます。

主査 議案第 90 号番号 66 について議案書をもとに説明いたします。  
10 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から北東へ約 6.5 k m に位置する農用地区域内農  
地です。  
申請内容は 1 ページの番号 66 のとおりです。  
公図は 11 ページをご覧ください。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 2 番 現地の報告をさせていただきます。

3月7日に事務局2名と國吉委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。

周辺の状況は、圃場整備された地区の中にあり、東西には水路、北側にはビニールハウスがあり、南側が保全管理された土地となっていました。申請地の状況は、ビニールハウスが現状で3棟設置されています。

譲渡人は高齢で、管理が困難なため譲渡するとのことで、譲受人は80a耕作しており、農業機械も揃っていることから特に問題ないと思います。以上で報告をおわります。

議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。

6 番 本件は父親から息子への譲渡だと思いますが、譲渡人にある外3名とは誰なのですか。兄弟ですか。

主査 土地の名義が譲渡人の父親となっており、亡くなっていますので、法定相続人の名前での申請となっています。

6 番 わかりました。

議長 他にありませんか。  
(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第90号番号66に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第91号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

主査 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

議案第91号番号6について議案書をもとに説明いたします。

13ページをご覧ください。

申請地は、**埴生支所**から**北**へ**0.2**kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、12ページの番号6のとおりです。

公図は14ページ、土地利用図は15ページから17ページまでをご覧ください

ださい。

本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長  
14番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

現地は、**埴生**中学校の近隣に位置しています。

周辺の状況は、議案書14ページをご覧ください。

西側と南側に道路があり、北側は申請者の居宅があり、東側には申請者の畑があります。

申請地の状況は、果樹等を耕作中でした。

雨水処理は道路側溝へ排水し、汚水に関しては合併浄化槽を設置するそうです。

埋立は行わないとのこと。

進入路は南側道路からとなり、道幅は2.5m～3m程度です。

周辺農地への影響は特にありません。

境界につきましては、既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第91号番号6に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号7は議案第93号「現況証明願いについて」番号26と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

主査

議案第91号番号7及び議案第93号「現況証明願いについて」番号26について議案書をもとに一括して説明いたします。

18ページをご覧ください。

申請地は、いずれも**市役所**から**北東**へ約**2.9**kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。

まず、議案第91号番号7の申請内容は、12ページの番号7のとおりです。公図は19ページ、土地利用図等は20ページ及び21ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

次に、議案第 93 号番号 26 の申請内容は、議案書 45 ページ、番号 26 のとおりです。

公図は 51 ページをご覧ください。

本件は、これまで進入路として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長  
1 2 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

当該地は進入路が所有地内に既に設置されており、既に農地性はないので特に問題ないと思います。

議長

何か質問はありませんか。

(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 91 号番号 7 及び議案第 93 号「現況証明願いについて」番号 26 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 92 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

主査

事務局の説明を求めます。

今月の農地法第 5 条の許可申請は 6 件です。

議案第 92 号番号 99 について議案書をもとに説明いたします。

24 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、22 ページの番号 99 のとおりです。

公図は 25 ページ、土地利用図は 26 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、譲渡人の配偶者が生前、農地法の許可を得ることなく、申請地を駐車場運営業者に貸し出し、駐車場を営んでおりました。このため、譲渡人から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されていますので、申し添えます。

議長

ちなみにここは何台分の駐車枠がありますか。

主査

48 台です。

6 番

ここは今閉鎖されているのではないですか。

事務局

1 年ほど前に違反転用ということで、所有者を呼んで協議した結果、

近々契約が切れるのを機に、一旦更地にして農地転用の申請を行うようにし、今回申請が出てきた次第です。

議長 現状は更地ですか。

主査 現在は更地になっています。

議長 バラス等も入っていないのですか。

事務局 現地は、100円駐車場ということで、機械は置いてありましたが、舗装はせずにバラスを敷いていました。

契約が切れるにあたり、機械等は撤去済みとなっています。

本件許可後には隣地の駐車場と同じように舗装を行い、申請者が駐車場経営を行うとのことでした。

議長 順番が前後してしまいましたが、現地調査報告をお願いします。

12番 現地の報告をさせていただきます。

この申請は JR厚狭駅南側 で駐車場を営んでおり、バラスが敷いてある状態でした。

境界につきましては、側溝などの構造物で確認できています。

今後は隣地の駐車場と一体利用されるとのことでした。

以上で報告を終わります。

議長 現地調査の際はどなたが対応されましたか。

事務局 行政書士の方が現地立会の際に来られました。

議長 わかりました。

8番 こちらは年一回利用状況調査を行っていると思いますが、その時は無断転用だとわからなかったのですか。

事務局 利用状況調査の結果判明した事案となります。

8番 わかりました。

議長 他にありませんか。

(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第92号番号99に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号100について事務局の説明を求めます。

主査 議案第92号番号100について議案書をもとに説明いたします。

27ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南へ約3.2kmに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。

申請内容は、22ページの番号100のとおりです。

公図は 28 ページ、土地利用図は 29 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 1 2 番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
周辺の状況は、東側が水路、南側と北側が宅地、西側が道路になっていました。  
長狭物や宅地等で境界は確認できています。  
宅地の中の畑なので一体化して利用されている状態です。  
現状は庭のような状態になっています。  
雨水に関しては東側道路側溝へ排水します。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 92 号番号 100 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 101 について事務局の説明を求めます。

主査 議案第 92 号番号 101 について議案書をもとに説明いたします。  
30 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北東へ約 4.0 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。  
申請内容は、22 ページの番号 101 のとおりです。  
公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページから 34 ページまでをご覧ください。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 1 2 番 次に現地調査報告をお願いします。  
現地の報告をさせていただきます。  
現地は保全管理中の農地となっており、今後は数十センチほど嵩上げを行うようです。  
周囲は宅地や道路、道路側溝に囲まれているため、境界等もはっきりしています。  
以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。  
(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 92 号番号 101 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 102 について事務局の説明を求めます。

主査 議案第 92 号番号 102 について議案書をもとに説明いたします。  
35 ページをご覧ください。  
申請地は、市役所から北東へ約 2.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は、22 ページの番号 102 のとおりです。  
公図は 36 ページ、土地利用図は 37 ページをご覧ください。  
本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地は三面を宅地に囲まれた場所になります。  
東側から進入し、一部は進入路とのことでバラス等が敷かれています。  
今後は数十センチ程埋立を行い、嵩上げするとのことです。  
境界につきましては、周囲が宅地に囲まれているので、擁壁ができており、そちらで確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。

議長 報告を終わります。  
何か質問はありませんか。  
(挙手あり)

8 番 譲受人の方は業種も書いていない個人名ですが、資材置場とは何を置くのですか。  
また、個人で資材置場というのは認められるのですか。

主査 議案には記載していませんが、申請書には譲受人は塗装業との記載があります。

8 番 塗装業で使う資材を置くだけでこんなにも面積が必要なのですか。  
なんとかして農地を取得するためではないのですか。

主査 議案書 37 ページをご覧ください。土地利用計画図にありますように、足場や、プレハブ、工事車両、従業員用駐車場等を設置するようになって

います。

8 番 これだとほとんどの業種が5条の農地転用で農地を取得できますよね。今回の塗装業に限らず、業務用地としてですが。

主査 許可要件に該当していれば許可の対象になります。

8 番 これだと3条の許可が蔑ろになってしまいますよ。誰でも購入できるわけですから。  
(挙手あり)

議長 どうぞ

5 番 この件については私が地図等を手配した案件で、内情がわかるのでお答えさせていただきます。  
譲受人は、飯尾塗装という塗装業を営んでおられる方です。  
実際に事業をされていて、最近コロナの影響で事業規模を拡大していて、山陽野田市や美祢方面への現場がたくさん出来てきたので宇部市との中間地点にどこかいい場所がないかと探していたところ、ちょうど見つけて、昨年ごろから話をしていたようです。  
きちんと事業を営んでおられます。  
許可条件に関しては、業種は何の要件にもなっていないくて、以前私が現地調査をしたところも、有帆の奥の方で塗装業の方が、資材置場兼事務所として広大な土地を5条で転用されていました。  
そのため、業種は許可には特に関係ないと思います。

8 番 わかりました。

議長 他に質問はありませんか。  
(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第92号番号102に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号103について事務局の説明を求めます。

主査 議案第92号番号103について議案書をもとに説明いたします。  
38ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から西へ約2.7kmに位置する公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地です。  
申請内容は、23ページの番号103のとおりです。  
公図は39ページ、土地利用図は40ページをご覧ください。  
本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 1 4 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地は山野井地区です。  
周辺の状況は、39 ページの地図をご覧くださいとわかると思いますが、ほとんどが保全管理されていますが、唯一一か所だけ、1779 番 1 だけが野菜を耕作中でした。  
申請地は休耕田です。  
ここには太陽光発電施設ができるのですが、雨水に関しては南側道路側溝へ自然流下となります。  
進入路に関しては南側に道があり、幅員は 2.5m 程度です。  
周辺農地への影響は特にないかと思います。  
境界については施設が完成した後にフェンスで囲むようになりますが、面積的にも開発行為の届出がなされていますし、復元測量も実施するという事になっています。  
現状は畦畔で確認しています。  
以上の事から特に問題ないと思います。  
報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。  
(挙手あり)  
どうぞ。
- 1 0 番 隣が水路になっていますが、このように太陽光ができると、水路の管理がほったらかしといいますか、何もしてくれなくなりますよね。  
転用するのはいいけれども、きちんと管理してもらうように許可の際に言ってもらえれば幸いです。以上です。
- 議長 太陽光発電については、あちらこちらで様々な問題が出てきています。しかしながら、総会で許可条件が満たされて許可してしまうと農業委員会、行政としてはその後は、何も手が出せなくなってしまうので、その地区の農業委員や推進委員は目を配っていただきますようお願いいたします。  
他に何かありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 92 号番号 103 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 104 について事務局の説明を求めます。
- 主査 議案第 92 号番号 104 について議案書をもとに説明いたします。

41 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から南西へ約 2.2 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、23 ページの番号 104 のとおりです。

公図は 42 ページ、土地利用図等は 43 ページ及び 44 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 4 番

現地の報告をさせていただきます。

場所は南高泊の干拓の入り口の高台に位置します。

申請地の周辺の状況は、住宅と休耕地に囲まれています。

一部畑作が行われているところもありました。

申請地の状況は、荒廃した畑でした。

雨水処理に関しては新たに住宅の中に道が作られますが、道路側溝に排水するとのことです。

汚水に関しては公共下水に接続します。

埋立は整地程度とのことです。

法面が発生する際の処理は芝張りあるいは種子吹付とのことです。

申請地への進入路の位置は、2 か所あり、42 ページの図面を見ていただくとわかりますように、西側と南側の道からとなります。

幅員は 6～7m 程ありました。

周辺農地への影響は、周辺に農地はあるものの、申請地よりも高い場所に位置する為、特に問題は発生しないと思います。

境界につきましては、測量杭や既設構造物で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ

6 番

都市計画法の開発行為を行うにあたって公園が近辺に必要なと思うのですが、ありますか。

事務局

議案書 42 ページの下側に公園があります。

また、農地転用に関しては開発行為と同時許可になるため、この案件は開発の申請受理書を添付して申請していただいています。

そのため、開発の基準に則した図面になっています。

6 番  
事務局 開発の区域は今のところ農地転用のところだけですか。  
今回の申請はたまたまですが全ての開発の区域と農地転用の区域が一致  
しております。  
間に赤字道等がありますが、同じ区域です。

6 番  
議長 わかりました。  
他に質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 92 号番号 104 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に議案第 93 号「現況証明願い」について事務局の説明を求めます。  
今月の「現況証明願い」は 3 件ですが、その内 1 件は議案第 91 号番号 7  
と一括して説明しましたので、説明は 2 件です。

主査 議案第 93 号番号 24 について議案書をもとに説明いたします。  
46 ページをご覧ください。  
申請地は、総合事務所から南東へ約 1.4 k m に位置する都市計画法に定  
められた用途地域内の第 3 種農地です。  
申請内容は 45 ページの番号 24 のとおりです。  
公図は 47 ページをご覧ください。  
本件は、これまで建物や雑木が繁茂するなど管理されず、今後も農地  
としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 2 番 現地の報告をさせていただきます。  
現地は、東側と南側が道路で、西側が宅地、北側が用悪水路となってい  
ます。  
昭和 4 3 年ごろに納屋を建築した際に一部を宅地として利用していたよ  
うです。  
現場には納屋が建っていました。  
宅地として一体化して利用しているとのことで、農地性はないものと判  
断しました。  
報告を終わります。

議長 私の方から質問させていただきます。  
今回の申請者なのですが、ここには誰も居ません。  
今回の申請地の東側に隣接している 347 番については何か動きがありま  
すか。

事務局 質問がありました土地に関しては処分をしたいと申し出がありました。それと併せて今回の申請があった納屋も一緒にするというので、現況に即した状態にするべく、現況証明願いが提出されたものと思われます。

議長 分かりました。  
他に何か質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたらこれより採決に入ります。  
議案第 93 号番号 24 に賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)

主査 全員賛成により原案どおり承認することといたします。  
次に番号 25 について事務局の説明を求めます。  
議案第 93 号番号 25 について議案書をもとに説明いたします。  
48 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 3.8 k m、に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は 45 ページの番号 25 のとおりです。公図は 49 ページをご覧ください。

本件は、これまでに庭として使用されており、今後も農地としての利用が困難なため、非農地証明に至ったものです。

議長 次に現地調査報告をお願いします。  
1 4 番 現地の報告をさせていただきます。

場所は吉部田地区となります。

申請地は昭和 5 8 年ごろに申請者の親が、宅地の崩落が始まったため、その防止のために畑に石垣を築きました。

しかし、その後石垣だけでは危険だということで、さらに塀を築いていたということでした。

昭和 6 0 年ごろにそこからまた湧き水が出てきたため、周囲をコンクリートで補強したそうです。

そして、畑ではなく庭として使っていた状態です。

周辺の状況は、北側が本人の宅地、東側に宅地、西側と南側に道が通っております。

申請地の状況は、現状では立派な庭となっており、農地性は見られませんでした。

進入路は西側の道路からとなります。

以上で報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(質問無し)

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 93 号番号 25 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 46 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

主査 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。  
報告第 46 号番号 18 について議案書をもとに説明いたします。  
53 ページをご覧ください。

届出地は、総合事務所から北東へ約 0.5 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

内容は 52 ページ番号 18 のとおりです。

公図は 54 ページ、土地利用図は 55 ページを御覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

1 2 番 水道工事の仮設管の設置に伴う一時転用です。

736 番 1 は保全管理中で、737 番 1 は耕作中でした。

事業終了後は現況に復旧されます。

以上で報告を終わります。

議長 この水道管は元々どこを通過していたものですか。

事務局 この水道管は市道峠山川線の鴨庄交差点から厚狭新橋までの間の道路改良を行うため、それに先立って市道に入っている本管を仮設で避けておくために今回の一時転用の申請がありました。

議長 これは飲料水の水道管ですか。

事務局 飲料水の水道管です。上水となります。

本管が道路改良を行うにあたり、支障となりますので仮設管で迂回させるという事になります。

議長 分かりました。

他に何か質問はありませんか。

(質問無し)

無いようでしたら報告第 46 号番号 18 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 47 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

主査 56 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 17 から 19 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。

議長 ご審議の程お願いします。  
何か質問はありませんか。  
(質問無し)

無いようでしたら報告第 47 号は原案どおり処理いたします。  
次に、議案第 94 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

主査 58 ページ及び 59 ページを御覧ください。  
議案第 94 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。  
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 33 番から 39 番まで合わせて 7 件、12 筆、17,513 ㎡でございます。

議長 ご審議の程お願いします。  
質問はありませんか  
ないようでしたら採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により、議案第 94 号は原案どおり決定することとします。  
次に議案第 95 号「農用地利用配分計画(案)」を上程します。  
事務局の説明を求めます。

主査 61 ページを御覧ください。  
議案第 95 号「農用地利用配分計画 (案)」について議案書をもとに説明します。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令和 4 年 2 月 28 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件は、整理番号 6 及び 7 の 2 件、3 筆、4,596 ㎡でございます。

議長 ご審議の程お願いします。  
質問はありませんか  
(質問無し)  
無いようでしたら採決に入ります。  
賛成の方の挙手を求めます。  
(全委員挙手)  
全員賛成により議案第 95 号は原案どおり了承することとします。  
次に報告第 48 号「非農地判定による通知について」を議題とします。  
事務局の説明を求めます。

- 主査 62 ページを御覧ください。  
報告第 48 号「非農地判定による通知について」議案書をもとに説明します。  
最初に訂正がございます。  
大字厚狭から大字津布田までの土地の所在の後に「外」が抜けておりましたので「外」と記入してください。  
申し訳ございません。  
この度、非農地判定を行う農地は、87 筆、80,713 m<sup>2</sup>で、所有者は 262 人です。
- 議長 何か質問はありませんか。  
(質問無し)  
無いようでしたら報告第 48 号は原案どおり処理いたします。  
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。
- 主査 次回の現地調査は、4 月 5 日(火) 9 時から、田尾会長、佐々木委員でお願いします。  
第 22 回総会は、4 月 13 日(水) 13 時 30 分からで、会場は保健センター集団指導室です。
- 議長 以上をもちまして第 21 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。  
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 35 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---

議事録署名委員

\_\_\_\_番委員

---